スポーツ開放の手引き

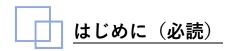
周南市地域振興部 文化スポーツ課

周南市教育委員会 教育政策課

令和6年1月 作成

目次

<u> はじめに(必読)</u>	1
学校施設のスポーツ開放とは	1
1. 制度概要	1
2.使用できる施設	1
3. 使用できる時間	1
4. 照明使用料	2
5. 体育館の解錠・施錠	2
6. 優先利用/利用調整について	2
7. 問い合わせ先	2
吏用手続きについて	3
1. 使用できる団体の条件	3
2. 使用申請について	3
3.使用に際しての決まり	4
マナー向上のための注意事項	5
管理指導員と使用責任者の役割	6
スポーツ開放使用許可 申請手順	7
緊急時対応マニュアル(参考例)	8
A E Dの使用について	9
A F D 設置場所 1	10



学校施設のスポーツ開放は、本来生徒・児童のために供する教育施設を一般に開放する制度です。 学校に管理者がいない時間帯に施設を使用することも多いため、利用団体におかれましては細心の 注意を払って活動してください。学校で学ぶ子ども達のためにも、使用中の管理や後始末は特に徹 底してください。また、学校の業務を妨げる行為は厳に慎んでください。

多くの学校は住宅地と接しており、近隣住民の方には音、光などが生じるスポーツ活動に対し多 大なご理解、ご協力をいただいております。利用団体は活動前後の時間を含め、配慮ある活動を心 掛けてください。

学校施設は他の体育施設とは貸し出しの趣旨・条件・性質が異なることを理解し、ルールやマナー、学校ごとの決まり事を遵守できる団体のみご利用ください。

本手引きに記載がない事項であっても、管理上必要と判断した場合は随時利用者に指導を行います。管理者からの指示に従わない場合は、許可を取り消すこともあります。

また、スポーツ開放に関する不信が重なる場合は、開放自体を中止することがあります。

近年、スポーツ開放利用に関するトラブルや近隣からの苦情が増えている状況を皆様にもご理解いただき、今後も本制度を継続していけるよう、ご協力をお願いいたします。

なお、本手引きを読まなかったり、記載事項に反した行動によって生じたトラブルに関し、学校・ 市・教育委員会は何ら責任を負いません。



学校施設のスポーツ開放とは

1. 制度概要

学校教育に支障がない範囲で、学校施設を市民のスポーツ活動のために開放しています。学校長(休校中の場合は休校区の支所・市民センター)了解の上、教育委員会が許可します。

2. 使用できる施設

市内小学校、中学校の屋内運動場(体育館)及び屋外運動場(グラウンド)が使用できます。

3. 使用できる時間

年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く期間 / 午前6時から午後10時まで

※準備・片付けまで時間内に完了させてください

※学校によっては安全上の理由や、近隣への配慮により、日没後の使用を禁止しています。

※日没後に使用する場合は、安全に活動できる十分な明るさを確保し、電源は各自で用意してください。 近隣住民に光、音で迷惑をかけることがないよう、十分配慮してください。

4. 照明使用料

使用予定時間分を前払いで納付してください。支払いが確認できない場合は、使用を取り消すことがあります。納付後、照明を使用しなかった日がある場合は、納付窓口にてその旨をお伝えください。 納付した使用料は原則還付できませんので注意してください。

使用時間は「固定照明設備使用管理票」で自己管理してください。

	屋内運動場	屋外運動場(富田東小学校、富田中学校、福川中学校ほか)	
照明使用料	1 時間 209 円	1 時間 1,760 円 ※学校によって取扱いが異なることがあります。	
納付窓口	教育政策課、各総合支所、支所、市民センター		

5. 体育館の解錠・施錠

使用許可後、解錠及び施錠について早めに鍵管理者に確認してください。

使用後は出入口、窓、倉庫等の施錠を確実に行い、防犯に努めてください。

また、鍵は適切に管理し、万が一紛失した場合や、無断で複製した場合などは、鍵穴本体の取替えと必要な本数の鍵の作製費用を負担していただきます。

6. 優先利用/利用調整について

学校行事や地域行事、その他学校が必要と認めた行事が優先されます。スポーツ開放の許可を得ていても、急遽学校行事等で使用することになった場合は、スポーツ開放を中止してください。 利用調整については原則団体同士で相談してください。体育施設は数が限られています。全団体が気持ちよく施設を使用できるよう、譲り合って日程調整を行ってください。

7. 問い合わせ先

○スポーツ開放全般について	○照明使用料の支払い、設備の不良・破損など			
周南市 文化スポーツ課	周南市教育委員会 教育政策課			
周南市岐山通 1-1 市役所 2 階 10 番窓口	周南市岐山通 1-1 市役所 2 階 14 番窓口			
TEL: 0834-22-8624	TEL: 0834-22-8533			
Email: ed-sports@city.shunan.lg.jp	Email: ed-seisaku@city.shunan.lg.jp			
※令和6年4月1日以降は「スポーツ振興課」に変わり				
ます。電話番号等が変更になる場合は HP にてお知らせ				
します。				
○夜間及び土日・祝日の緊急連絡				
周南市役所 休日夜間受付				
周南市岐山通 1-1 市役所正面	面玄関横 TEL:0834-22-8211			

☆施設の危険な破損を発見した場合は、安全のため速やかにご報告ください。

☆報告の際は 『施設名(学校名)』『団体名/連絡者名/連絡先』『破損箇所の情報』 をお伝えください。

○その他団体登録状況の確認など			
文化スポーツ課	岐山通 1-1	TEL: 0834-22-8624	
新南陽総合支所 地域政策課	古市 1-4-1(イオンタウン周南内)	TEL: 0834-61-4215	
熊毛総合出張所	熊毛中央町 1-1(総合支所 1 階)	TEL: 0833-92-0254	
鹿野総合支所 地域政策課	大字鹿野上 3277	TEL: 0834-63-2331	



使用手続きについて

1. 使用できる団体の条件

周南市民のスポーツ活動を支援するための制度です。市内の団体であるという自覚の他、次の(ア)(イ) 全ての条件にあてはまる方のみ、団体登録をして学校施設を使用することができます。

(ア)-学校教育に支障を来さないこと

- ・公益を害する恐れがないこと
- ・営利を目的としないこと
- ・学校施設または器具を損傷する恐れがないこと <equation-block> : ・管理指導員の1人は市内在住の成年者

(イ)-市内の住民が使用すること

- ・10 人以上の団体(指導者含む)
- ・構成員の半数以上が市内在住の方

2. 使用申請について

- (1) 使用にあたっては『団体登録』と『使用申請』の手続きがあります。
- ① 団体登録の更新について

団体登録は4月1日から翌3月31日までの年度内のみ有効です。翌年度も継続して活動する場 合は、再度手続きを行ってください。

② 使用申請の時期について

使用する日のおよそ1週間前までには使用申請を提出し、許可書の交付を受けてください。 使用希望日の直前では申請を受け付けられない場合があります。 申請手順についてはP7「スポーツ開放使用許可 申請手順」をご確認ください。

(2) 使用申請書の種類について

使用目的や参加者の構成により、手続きの種類が変わります。

スポーツ団体が主催するイベントであっても、親睦会・お祭り・市外の人が多数参加する試合や練 習会などは、教育政策課に「学校施設等使用許可申請書」で申請してください。

詳しくは文化スポーツ課または教育政策課にお問い合わせください。

(例)

区分	スポーツ開放 使用許可	学校施設 使用許可
所管課	文化スポーツ課	教育政策課
団体登録	要	不要
年間を通じてのスポーツ活動(定期練習)	0	×
レクリエーション、スポーツ	0	×
スポーツ団体による親睦会(クリスマス会など)	×	0
県大会、県内合同練習会	×	0

3. 使用に際しての決まり

(1) 必ず管理指導員が参加してください

管理指導員は団体の代表者であり、事故や怪我がないように安全に関する責任を負う方です。活動時は正または副の管理指導員どちらかが立ち会うようにしてください。立ち会えない場合は、使用を中止してください。詳しくはP6「管理指導員と使用責任者の役割」をご確認ください。

(2) スポーツ開放日誌を記入してください

施設管理の目的のほか、使用状況の集計を行い、今後のスポーツ振興のために活用します。 活動終了後、管理指導員が施設の点検を行った上で、必ずご記入ください。

(3) スポーツ安全保険の加入について

スポーツ活動中は怪我のリスクがつきものです。また、思わぬアクシデントで設備が破損し、弁済を求められる恐れがあります。

万が一の事態に備え、スポーツ安全保険の加入をご検討ください。

(4) 原則として備品は使用禁止です

活動に最低限必要な備品を除き、学校の備品を許可なく使用しないでください。

施設や備品を使用団体の責めにより破損した場合は、弁済していただくことになります。

- ※ トラブルになる事例が増えています。送風機やマット等を無断で使用しないでください。
- ※ 施設や備品を破損してしまった場合や、異常を発見した場合は、早急にご連絡ください。
- ※ スポーツに関係ない機器を持ち込んで使用することはできません。

(5) 同時に2団体以上が活動する場合

スポーツ開放は原則として 1 つの団体が施設を使用することを前提にした制度です。同時に 2 つ以上の団体が使用することはできません。しかし学校によっては、団体間及び学校等の独自の調整により、合同で体育館を使用できる場合があります。

体育館を合同利用する場合、照明使用料についても、利用団体間で協議を行ってください。折半する場合、各自で調整した上で、市窓口へのお支払いは、主として使用する団体が代表して行うようご協力ください。



📺 マナー向上のための注意事項

学校施設は児童・生徒が生活(学習)している場所です。使用にあたっては「学校教育に支障がない こと」「近隣に迷惑をかけないこと」が前提となります。

以下は特にトラブルの多い事例ですので、十分注意してください。

1	学校からの指示事項は遵守してください。学校の指示が全てに優先します。
2	使用後は必ず片付けをし、子ども達の学校生活に支障がないようにしてください。 (戸締り/消灯/ゴミの持ち帰り/モップ・トンボ掛け など)
3	備品、トイレは丁寧に使用してください。
4	許可なく備品を使用しないでください。 /原則として自分たちの道具は常備せず、各自で保管してください。
5	物を破損した場合は、安全のためにも必ず速やかにご報告ください。
6	敷地内は屋内・屋外問わず火気厳禁です。喫煙もご遠慮ください。
7	路上駐車をしないなど、交通マナーを守ってください。送迎の保護者等にも周知徹底してください。
8	敷地内を自動車で走行する場合は、最徐行で運転してください。
9	使用時間を厳守し、必ず時間内に準備・片付けを完了させてください。 使用しない場合は早めにキャンセル連絡をしてください。
10	活動時は管理指導員が参加し、活動を監督してください。参加できない場合は活動を中止してください。

マナーを守らない団体については、使用許可を取り消すことがあります。 また、スポーツ開放に対する不信が重なった場合は、開放を中止することがあります。



管理指導員と使用責任者の役割

1. 「管理指導員」とは、

- (1) 団体の指導者または使用責任者で、活動中に必ず監督ができる者。
- (2) 活動中の者の健康状態等に注意を払い、危険を防止し、適切な指導にあたる。
- (3) 学校や使用責任者等の指示事項に従い、構成員へ指示の周知を図る。
- (4) 活動中の事故や破損について、使用責任者へ報告し、記録をする。
- (5) 活動の前後に施設の確認を行う。
 - ・解錠及び施錠
 - ・用具、施設(設備)の使用前及び使用後の安全点検
 - ・照明の点灯及び消灯
 - ・施設使用後の原状回復及び清掃の指導、確認
- (6) スポーツ開放日誌の記入・報告を行う。

2. 「使用責任者」とは、

- (1) 使用団体を統括する者。
- (2) スポーツ開放使用許可申請書に使用責任者として記載される者。
- (3) 学校等からの指示や連絡事項を管理指導員に周知する。
- (4) 管理指導員からの報告を受け、状況により学校や教育委員会へ報告をする。
- (5) 使用中に生じたトラブルや問題点等について改善する。
- (6) 使用団体の責で生じた施設への損害について原状回復をする。
- (7) 照明使用料の支払い及び時間管理を行う。
- (8) 緊急時対応マニュアル (P8) を作成し、構成員へ周知する。

スポーツ開放使用許可 申請手順

1. 事前に学校と使用日時などを調整してください

使用を希望する学校に電話または来校し、施設の空き状況を確認の上、申請手続きを行ってください。 使用希望日の直前では申請を受け付けられない場合がありますので、余裕を持ってお手続きください。

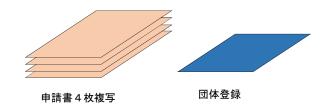
2. 学校へ申請

【必要書類】

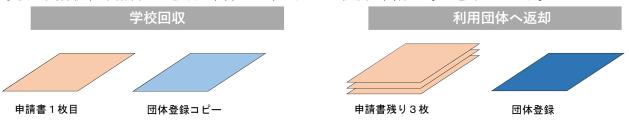
- ・スポーツ開放使用許可申請書(4枚複写)
- ・スポーツ開放使用団体登録
- ・構成員名簿(団体で独自に作成している名簿があれば、それを使用して構いません)

○提出書類

- ・スポーツ開放使用許可申請書(4枚複写)
- ・スポーツ開放使用団体登録



学校で受付後、申請書の1枚目が回収され、残りの3枚及び団体登録が返却されます。



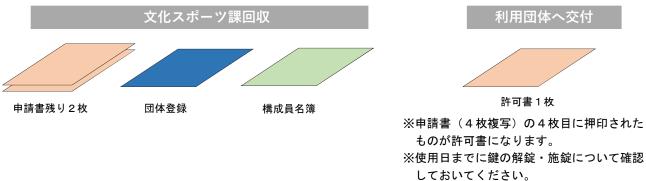
3. 文化スポーツ課(または各総合支所・支所)へ申請

○提出書類

- ・スポーツ開放使用許可申請書(残り3枚)
- ・団体登録
- · 構成員名簿



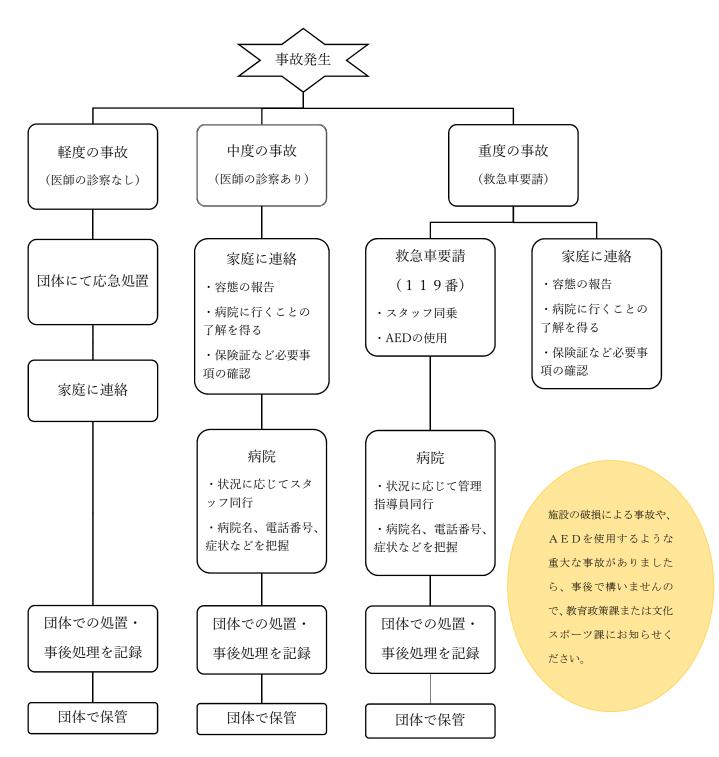
申請内容を確認後、許可書が交付され、申請書・団体登録・構成員名簿が回収されます。



※照明を使用する場合は、使用日までに使用 料を納付してください。

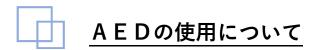


緊急時対応マニュアル(参考例)



緊急連絡先

病院名	TEL	スタッフ	氏名	TEL
○○病院		管理指導員		
△△外科		代表者		
□□整形		事務担当者		



★緊急時に適切な対応ができるよう、事前にAEDの設置場所や使用方法を確認しておいてください!



①-1 救急車を要請する(119番通報)

P8「緊急時対応マニュアル (参考例)」も確認しておいてください。

①-2 AEDを持ってくる

人命がかかる緊急事態にあって AED が施錠された屋内にある場合は、ガラスを割っても構いませんので、最速で AED を使用できる選択をしてください。

② あわてずAEDの音声ガイダンスに従い使用する

電源ボタンを押す。

パッドを貼り、AEDの自動解析に従う。

③ AED使用後は、設置業者へ必ず連絡する

設置業者がセコムの場合

セコムお客様 サービスセンター 0120-756-771 $(\sim 2024.5.31)$

設置業者が海井医科器械の場合

海井医科器械(株)

0834 - 26 - 1450

 $(2024.6.1\sim)$

設置業者が三知の場合

(株)三知

0833 - 71 - 0251

④ 直近の開庁時に、周南市教育委員会 教育政策課へAED使用の連絡をする

周南市教育委員会 教育政策課 0834-22-8533

※AED使用後は、円滑な治療のために医療機関から「心電図解析データ」の提出を求められます。 周南市教育委員会から「心電図解析データ」をAED設置業者に依頼し、医療機関へ提出します。



A E D 設置場所

《小学校》

小学校	電話	A E D 設置場所
徳山	0834-22-8800	体育館入口 玄関
遠石	0834-21-0246	体育館入口
今宿	0834-22-8830	体育館入口
久米	0834-29-0204	体育館入口 玄関
菊川	0834-62-2813	体育館入口
櫛浜	0834-25-0042	体育館入口、玄関
四熊		体育館入口
夜市	0834-62-2711	体育館入口
戸田	0834-83-2016	体育館入口
湯野	0834-83-2025	体育館入口
大向		体育館入口
岐山	0834-22-8820	体育館入口
須磨	0834-86-2210	体育館入口
沼城	0834-88-0008	体育館入口
周陽	0834-28-0555	体育館入口
桜木	0834-28-6310	体育館入口
秋月	0834-28-2151	体育館入口
大津島	0834-85-2004	体育館入口
鼓南	0834-84-0012	玄関
富田東	0834-62-2335	体育館1F入口 玄関
富田西	0834-62-2075	体育館入口 玄関
福川	0834-62-2676	体育館1F入口
和田	0834-67-2101	保健室前廊下 体育館入口
福川南	0834-63-8230	体育館ステージ上

小学校	電話	A E D設置場所
三丘	0833-91-0327	体育館入口
高水	0833-92-0091	体育館入口
勝間	0833-92-0094	体育館入口
大河内	0833-92-0097	体育館入口
八代	0833-91-0017	玄関
鹿野	0834-68-2288	体育館入口

《中学校》

中学校	電話	A E D設置場所
鼓南	0834-84-0231	体育館入口
太華	0834-25-0228	体育館入口
岐陽	0834-22-8840	体育館入口 玄関
住吉	0834-22-8850	体育館入口
菊川	0834-62-2805	体育館入口
桜田	0834-83-2007	体育館入口
中須		体育館入口
須々万	0834-88-0021	体育館入口
周陽	0834-28-1348	体育館入口
秋月	0834-28-5830	体育館入口
富田	0834-62-2501	体育館入口 玄関
福川	0834-62-2703	体育館入口
熊毛	0833-91-0651	体育館入口
鹿野	0834-68-2289	玄関